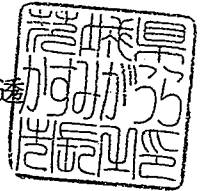


告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）（第21条第2項において準用する同法）第19条第1項の規定に基づき、土浦・阿見都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年4月2日

かすみがうら市長 坪井 透



1 都市計画の種類及び名称
用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 第一種低層住居専用地域

ア 削除する部分

かすみがうら市稲吉南一丁目、稲吉南二丁目、大字下稲吉字逆西の各一部

(2) 第一種中高層住居専用地域

ア 削除する部分

かすみがうら市稲吉南一丁目、稲吉南二丁目、大字下稲吉字逆西の各一部

(3) 第一種住居地域

ア 追加する部分

かすみがうら市稲吉南一丁目、稲吉南二丁目、大字下稲吉字逆西の各一部

イ アに係る規制の内容

建ぺい率60%以下、容積率200%以下

3 都市計画の案の縦覧場所

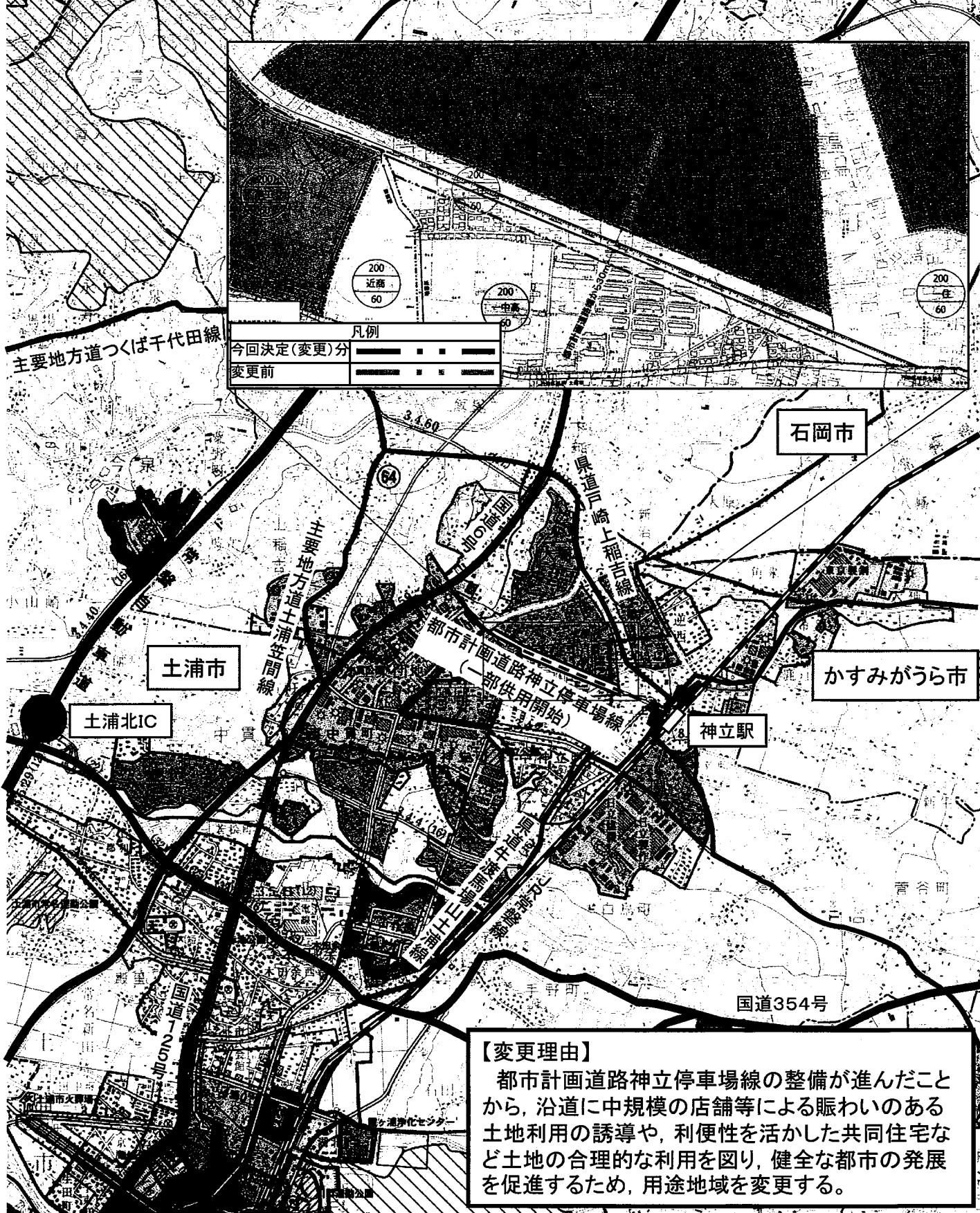
かすみがうら市役所都市産業部都市整備課

(かすみがうら市決定)

土浦・阿見都市計画 用途地域の変更(都市計画道路神立停車場線沿道地区)

【変更概要】

- ・第1種低層住居専用地域 約5.1ha → 第1種住居地域 約5.1ha
- ・第1種中高層住居専用地域 約4.0ha → 第1種住居地域 約4.0ha



【変更理由】

都市計画道路神立停車場線の整備が進んだことから、沿道に中規模の店舗等による賑わいのある土地利用の誘導や、利便性を活かした共同住宅など土地の合理的な利用を図り、健全な都市の発展を促進するため、用途地域を変更する。

土浦・阿見都市計画用途地域の変更（かすみがうら市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（かすみがうら市）

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 127 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	約 16.8%
小 計	約 127 ha					—	
第二種低層住居専用地域	約 20 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	約 2.7%
小 計	約 20 ha					—	
第一種中高層住居専用地域	約 15 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 2.0%
小 計	約 15 ha					—	
第二種中高層住居専用地域	約 3.4ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 0.4%
小 計	約 3.4ha					—	
第一種住居地域	約 203 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 26.9%
小 計	約 203 ha					—	
第二種住居地域	—	—	—	—	—	—	—
準住居地域	約 5.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 0.7%
小 計	約 5.1ha					—	
近隣商業地域	約 4.7ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.6%
小 計	約 4.7ha					—	
商業地域	約 3.0ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.4%
小 計	約 3.0ha					—	
準工業地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 9.0%
小 計	約 68 ha					—	
工業地域	約 73 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 9.7%
小 計	約 73 ha					—	
工業専用地域	約 232 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 30.8%
小 計	約 232 ha					—	
合 計	約 754 ha						100%

[種類、位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

都市計画道路神立停車場線の整備が進んだことから、沿道に中規模の店舗等による賑わいのある土地利用の誘導や、利便性を活かした共同住宅など土地の合理的な利用を図り、健全な都市の発展を促進するため。

土浦・阿見都市計画用途地域の変更（かすみがうら市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（かすみがうら市）

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 127 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	約 16.8%
小 計	約 127 ha					—	
第二種低層住居専用地域	約 20 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	約 2.7%
小 計	約 20 ha					—	
第一種中高層住居専用地域	約 15 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 2.0%
小 計	約 15 ha						
第二種中高層住居専用地域	約 3.4ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 0.4%
小 計	約 3.4ha						
第一種住居地域	約 203 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 26.9%
小 計	約 203 ha						
第二種住居地域	—	—	—	—	—	—	—
準住居地域	約 5.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 0.7%
小 計	約 5.1ha						
近隣商業地域	約 4.7ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.6%
小 計	約 4.7ha						
商業地域	約 3.0ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.4%
小 計	約 3.0ha						
準工業地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 9.0%
小 計	約 68 ha						
工業地域	約 73 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 9.7%
小 計	約 73 ha						
工業専用地域	約 232 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 30.8%
小 計	約 232 ha						
合 計	約 754 ha						100%

〔種類、位置及び区域は計画図表示のとおり〕

理 由

都市計画道路神立停車場線の整備が進んだことから、沿道に中規模の店舗等による賑わいのある土地利用の誘導や、利便性を活かした共同住宅など土地の合理的な利用を図り、健全な都市の発展を促進するため。